

各申請書の説明等

申請書名称	毛呂山町日中一時支援事業利用者登録申請書
内 容	町内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する者及び児童相談所・更生相談所で知的障害と判定された者、医師により発達障害と診断された者に対し一時的に活動の場を提供し、見守り又は社会適応するための日常的な訓練等必要な支援を受けるために必要な手続きです。
提出先	役場 1 階 福祉課 障害福祉係
注意事項	登録利用者には利用者登録証を交付しますので、サービスを受ける際は必ず提示して下さい。なお、有効期限は当該年度の3月31日までとなります。
手数料	
郵送受付	郵送上のトラブルに関する責任は一切負いません。
その他	この事業を利用している時間は、ホームヘルプ等の障害福祉サービス等を利用することができません。また、申請に伴い、審査及びヒアリングが必要となります、
問い合わせ先	福祉課 障害福祉係 電話番号：049-295-2112（内線：116・117・108） FAX:049-295-2126 e-mail:fukusi@town.moroyama.saitama.jp